各都道府県知事 各指定都市市長 器人事委員会委員長

## 総務省自治行政局公務員部長

## 人事院勧告の取扱いについて

政府においては、5月1日付けの人事院勧告を受け、本日、給与関係閣僚会議を開催し、国家公務員の期末・勤勉手当等について、人事院勧告どおりの取扱いとする方針を決定しました。あわせて、別添官房長官談話及び総務大臣談話のとおり、地方公務員についても、地域の実情を踏まえつつ、国の取扱いを基本として対応していただくよう、地方公共団体に要請することとされたところです。

各地方公共団体におかれては、下記事項に留意の上、適切な対応をとられるよう、お願いいたします。

なお、地方公営企業に従事する職員等の期末・勤勉手当等についても、あわせて適切な対応をとられるよう、お願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方公務員法第59条(技術的助言)及び地方自治法第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

記

- 1 平成21年6月分の期末・勤勉手当等については、各地方公共団体においても、地域の実情を踏まえつつ、国の取扱いを基本として対応されたいこと。
- 2 期末・勤勉手当等の支給基準日を踏まえれば、速やかに対応する必要があることに 留意されたいこと。

(平成二十一年五月八日)

当 そ  $\mathcal{O}$ 等 本 後 に 日  $\mathcal{O}$ 0  $\mathcal{O}$ 閣 給 き 議 与 ま に 関 お 係 7 *(* ) 閣 て、 僚 人 会 事 そ 議 院  $\mathcal{O}$ 勧 に 」回じし 告 お تلح 1 報 お 7 告 り *(* )  $\mathcal{O}$ 国 た 家 取 扱 公 ま 務 7 لح 員 た す  $\mathcal{O}$ る 期 方 末 針 手 を 当 決 定 勤 勉 手

勤 勤 務 勉 今 実 手 回 績 当  $\mathcal{O}$ に 勧  $\mathcal{O}$ 告 応 ľ は 部 増 を 現 暫 減 下 定 額  $\mathcal{O}$ 的 で 経 き に 済 凍 る 社 結 ょ 会 う す 情 る 所 勢 要 ほ 等  $\mathcal{O}$ カゝ に 措 カ 置 指  $\lambda$ を 定 が 講 職 み、 ず 職 員 る 本 ŧ  $\mathcal{O}$ 年 賞  $\mathcal{O}$ 六 与 で 月 あ に  $\mathcal{O}$ り <u>つ</u> 期 ま **,** \ 末 す 7

告  $\mathcal{O}$ 関 制 連 度 を を 考 尊 慮 重 す つ る つ、 لح  $\mathcal{O}$ 基 玉 民 本 姿  $\mathcal{O}$ 理 勢 解 に を <u>\\ \</u> 得 5 5 れ 経 る 済 適 社 会 正 な 情 結 勢 論 な を لخ 出 国 す 政 ベ 全 < 般 検 لح

政

府

は

憲

法

上

 $\mathcal{O}$ 

労

働

基

本

権

制

約

 $\mathcal{O}$ 

代

償

措

置

 $\mathcal{O}$ 

根

幹

を

成

す

人

事

院

勧

扱 討 を 7 行 す 0 た ること 結 果、 を 決 本 定 日  $\mathcal{O}$ た 給 とこ 与 関 ろ 係 で 閣 あ 僚 り 会 ま 議 す に お \ \ て、 勧 告 ど お り  $\mathcal{O}$ 取

 $\equiv$ な お、 特 別 職  $\mathcal{O}$ 国 家 公 務 員 に つ 7 7 ŧ, お お む ね 般 職 に 準 じ た 取

扱いとすることといたしました。

兀 適 手 切 当 独 な <u>\( \frac{1}{2} \)</u> • 措 勤 行 置 政 勉 法 を 手 講 人、 当 ず 等 る に 特 0 殊 لح V) 法 を 人 7 要 等 社 請 会 に お L \_\_\_ ま 般 1 す  $\mathcal{O}$ 7 ŧ, 情 勢 に 今 適 口 合  $\mathcal{O}$ 措 L た 置 ŧ を  $\mathcal{O}$ 踏 と ま え、 な る ょ 期 う 末

五. 1 を ま 基 た、 本 と 地 方 7 公 対 務 応 員 に 7 0 7 **,** \ た 7 だくよ ŧ, 地 · う、 域  $\mathcal{O}$ 要 実 請 情 することとい を 踏 ま えつ ~ つ 、 た 国 ま  $\mathcal{O}$ 取 扱

六 公 務 員 諸 君 に は、 今 口  $\mathcal{O}$ 決 定 が 現 下  $\mathcal{O}$ 厳 L **(** ) 経 済 社 会 情

勢

等

O

下

で

確 国 な 保 民 さ کے 全 れ 体 公 た 務  $\mathcal{O}$ ŧ 奉  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 適 仕 で 正 者 あ る か で  $\mathcal{L}$ つ あ کے 能 る 率  $\mathcal{L}$ を 的 لح + な を 分 運 強 理 営 < 解 を 自 す 図 覚 る と と る ょ う 改 ŧ 強  $\emptyset$ に ` < て 期 厳 公 待 正 務 す な 員 る 服 務 ŧ 人 規  $\mathcal{O}$ 律 で 人 あ が  $\mathcal{O}$ 

り

ま

す。

## 総務大臣談話

平成二十一年五月八日

一 去る五月一日になされた今回の人事院勧告は、現下の経済社会情勢等にかんがみ本年六月の期末・勤勉手当の一部を暫定的に凍結するほか、指定職職員の賞与について勤務実績に応じ増減額できるよう所要の措置を講ずるものであります。

本日の給与関係閣僚会議において、国家公務員の期末・勤勉手 当等につきまして、人事院勧告どおりの取扱いとする方針を決定 し、その後の閣議において、その旨ご報告いたしました。

この方針を踏まえ、総務省としては、今後、関係府省との連携を密にしつつ、早急に給与法等の改正法案を国会に提出するよう努力いたします。

二 また、地方公務員の給与についても、国家公務員の給与を基本 とすべきと考えます。各地方公共団体において、地域の実情を踏 まえつつ、今回の人事院勧告に係る国の取扱いを基本として対応 していただくよう、要請してまいります。